**平成２４年（フ）第２８６号**
千葉市中央区矢作町438番地２　ハイツマルショウD103号
債務者　阿蘇　治紀
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第２８７号**
千葉市中央区矢作町438番地２　ハイツマルショウD103号
債務者　阿蘇　一美
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第３３０号**
千葉市美浜区高浜４丁目２番９棟303号
債務者　安部田　弘
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

**平成２４年（フ）第２号**
富山県魚津市本新町25番５号
債務者　田村　賢司
1　決定年月日時　平成24年４月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
富山地方裁判所魚津支部

**平成２４年（フ）第２３号**
長野市大字大豆島4268番地　大豆島東団地３―105
債務者　小林　定子
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第３３号**
長野市信州新町水内639番地イ
債務者　清水　利美
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第４２号**
長野市大字安茂里2118番地１　東
債務者　新井スパトラー
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第４７号**
長野市三輪３丁目17番12号　メモワール本郷102号
債務者　中村　健二
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２４年（フ）第５０号**
長野市豊野町南郷2321番地３
債務者　内山　千鶴
1　決定年月日時　平成24年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
長野地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第７１０号**
兵庫県赤穂市細野町112番地１　赤穂リバービューマンション202、申立時の住所兵庫県赤穂市上仮屋南278番地８
債務者　北野　　收
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第９４号**
兵庫県姫路市御国野町深志野603番地
債務者　井上きぬ子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第１２１号**
兵庫県加古川市平岡町土山421―60―４　プラムⅠ101号室、住民票上の住所兵庫県明石市和坂１丁目15番５―322号
債務者　中村　　豪
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第１３９号**
兵庫県加古郡稲美町六分一1221番地の12
債務者　三城　太郎
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
神戸地方裁判所姫路支部

**平成２４年（フ）第３号**
鳥取県鳥取市滝山547番地99
債務者　山本　郁江
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第３９号**
鳥取県鳥取市徳吉272番地１　市住R10―５
債務者　津村　泰充
1　決定年月日時　平成24年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
鳥取地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第１１０号**
広島県東広島市西条町寺家5537番地１　サンライフ曙Ｂ棟103号室、住民票上の住所広島県安芸郡府中町柳ヶ丘35番９号
債務者　上森　貴史
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
広島地方裁判所民事第４部

**平成２４年（フ）第２１９号**
広島県大竹市油見３丁目20番20号
債務者　福井　陽子
1　決定年月日時　平成24年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
広島地方裁判所民事第４部